



マイナンバー制度で賃貸経営はどう変わる？ 賃貸マンションオーナーが知っておくべき事とは！？

2016年1月からスタートしたマイナンバー制度。テレビ等で大々的に告知され、なんとなく分かってきたものの賃貸経営とどのように関わりがあるかわからない賃貸マンションオーナー様もいらっしゃると思います。



目的は公平公正な社会のため 行政を効率化し、暮らしを便利にすること

マイナンバー制度創設の目的として国は「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を掲げています。

これまで、所得があるのに税金や社会保険の扶養に入っていたり、生活保護を不正に受給している人がいても、役所の縦割りの関係や、住所・氏名等による個人確認に大変手間取ることから、実態把握が困難でした。マイナンバー制度ではこれらの情報が一つの番号で管理されるようになるため、情報収集がスムーズかつ確実に行われることが予想されます。



確定申告で必要になるのは 2016年分の所得の申告から

マイナンバーを記載して行う確定申告は、2016年分の所得の申告からで、2017年3月15日が期限の確定申告となります。2016年3月15日までに提出する確定申告は2015年分の所得ですから、マイナンバーの記載は必要ありません。

また贈与についても2016年分の贈与税申告からマイナンバーの記載が必要になります。



賃貸マンションオーナーへの影響は？

賃貸マンションオーナーの皆様に関するものでは、「不動産の使用料等の支払調書」があります。賃貸している物件の借主が法人で、年間の支払家賃が15万円を超える場合、借主は物件所有者（賃貸オーナー様）への年間の家賃支払い額を課税庁に提出するルールになっています。この調書は借主が記載して課税庁に提出しますが、提出には貸主である賃貸オーナー様の住所・氏名およびマイナンバーを記載する必要があるため、借主である法人から皆様のもとにマイナンバーの問い合わせがきます。マイナンバーの取得には、番号確認と身元確認が必要なため、借主である法人と直接面談したり、身元確認書類の郵送等の手続きが発生することが予想されます。

マイナンバー制度を騙った詐欺事件が早くも発生しています。ご自身の番号管理は慎重に行われるようご注意ください。



第18回資産運用勉強会 初秋の3連休初日に開催決定！

いっしょにお話ししましょう！
資産のこと、家族のための未来

- 開催：平成28年9月17日(土)
- 時間：9:30～12:00(受付9:15～)
- 会場：浜松アリーナ 第1研修室
- 参加料：無料(要予約※先着30名様)
- 講師：税理士法人 浜松タックスサポート
税理士 安間利広氏

認知症などで、
「法律行為が出来なくなる」
と困る事を徹底解説!

元気な内に出来る対策として
「家族に託せる!民事信託」
の活用を解説します。

しずおかFPサービス column

「法定相続情報証明制度」とは？

7月5日に法務省が相続の手続きを簡素化する「法定相続情報証明制度」(仮称)を来年度に新設すると発表したとの報道が新聞などでなされています。

具体的にどのような内容なのでしょうか。

現在は相続の手続きのためには、亡くなった方が生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍関係の書類一式を集めて金融機関や証券会社、年金、保険の手続きを行う必要があります。書類を取るのも手間がかかりますし、各手続きの際に原本を

見せることを求められるためそれぞれの手続きを同時に進められない、といったこともありました。

新しい制度では法務局に戸籍関係の書類一式を提出すれば、相続手続きに必要な「法定相続情報」を記した証明書を交付してもらえるようになる、とのこと。

特に不動産の相続登記を促進していきたいとの狙いが法務省にあるようです。



KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>